

生コンクリート設計単価の補正について（通知）

資材の設計単価については、4月1日以降補正額を計上していたところですが、7月1日以降の単価については、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

- 1 適用日 平成25年7月1日以降

- 2 補正額 7月1日以降の設計単価について、現状の製造・供給条件に基づいた取引価格の調査結果に基づく価格設定が可能となったため、補正額は見込まないこととする。